

メルヘンスポーツ スクール会則

【経営管理及び名称と所在地】

- 第1条 ①本スクールの経営管理は、株式会社メルヘンスポーツが行います。
②メルヘンスポーツの本部は、鹿児島市西田二丁目9番6号におく。

【目的】

- 第2条 本スクールは専任コーチ制による一貫した指導を行い、その競技、種目に対する正しい理解と関心を深め、併せて健全な心身の育成、スポーツの振興を図ることを目的とする。

【入会資格】

- 第3条 本スクールに入会出来る方は、各コース別に定められている資格に該当し、本スクールの趣旨に賛同した方とする。

【指導日時】

- 第4条 ①会員は各コース毎に定められた曜日・時間に指導を受ける。
②指導日の振替規定については別途定める。
③学校の長期休み期間（夏・春休みなど）においては指導時間に変更もあります。

【休館日】

- 第5条 ①本スクールの休館日は、毎日曜日と本スクールが定める指導休館日とする。
②本スクール側の事由により休館する場合、1ヶ月前までにスクール内に掲示する。

【指導内容】

- 第6条 本スクールは各コースに応じた指導内容を定め、本スクールのカリキュラムに基づき、マネージャー及び各コーチが決定する。

【入会手続】

- 第7条 ①入会希望者は別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金、年会費、及び月会費と共に提出する。
②入会後は、本スクールの指定する金融機関にて、口座振替の手続きを速やかに行うこと。

【欠席・休会・退会】

- 第8条 ①欠席の場合は電話連絡を必要とする。
②休会及び退会の申し出は、休会は前月の25日までに、退会は当月の25日までに、所定の届出書を窓口へ提出しなければならない。（都城校は休会は前月の20日までに、退会は当月の20日まで）
③休会の期間は1ヶ月以上3ヶ月以内とし、休会期間中は、毎月別に定める休会費を納入しなければならない。（都城校のシニアコースを除く）

【入会金】

- 第9条 会員は別に定める入会金を納入しなければならない。入会金は本スクールの会員資格を失うまで有効とし、退会時に返済しない。

【年会費】

- 第10条 ①会員は別に定める年会費を年度毎に納入しなければならない。
②年会費は練習開始日より1年間、もしくは会員の資格を失うまで有効とし、退会時に返済はしない。
③年会費は入会と同時に納入すること。尚、継続の場合は、年毎の練習開始月に口座振替にて納入すること。

【会則】

- 第11条 ①会費は別に定めるところに従い、コース別の会費を1ヶ月毎に口座振替(当月10日)にて、納入しなければならない。（都城校は前月末日）
②会員または保護者が連絡なくして休んでいる場合、納入された月会費の休会費への振り替えはおこなわない。
③入会月の練習回数が半分を経過している場合は、その月の会費は半額とする。

【諸費用の変更】

- 第12条 会社は本会則に基づいて、本スクールの会員が負担すべき諸費用（入会金、月会費、年会費、休会費等）を、会社が必要と判断したときは変更することができます。ただし、原則として1ヵ月前までに会員の方へその内容を掲示等で告知いたします。

【会費の滞納】

- 第13条 会員が事前に承認手続きをとる場合のほか、正当な理由がなく会費等の納入を1回でも怠ったときは、指導を停止され、同時に会員としての資格を失う。

【変更届】

- 第14条 ①コース変更は、所定の届出書を、前月25日（都城校は前月20日）までにスクール窓口へ提出しなければならない。希望のコースがあいている場合に限り、翌月からそのコースでの練習ができます。
②手続時に、別途定める変更料を頂きます。

【会員（保護者）のモラル】

- 第15条 会員は以下のことを厳守すること。
①本スクールの指導方針に従い、コーチの指示、本スクールのルールを守ること。
②本スクールの秩序を守り、スクールの目的にそよう努力すること。
③会員は全員が明朗、快活なスポーツマンとなるよう楽しい雰囲気の中にも真面目な行動をとること。
④会員は指定の水着、バッグ及び帽子を着用すること。
⑤コーチやスタッフへのハラスメント行為や会社を誹謗・中傷する行為と情報発信を行わないこと。

【損害賠償の責任と免責】

- 第16条 ①会員が本スクール諸施設の利用中、会員自身に発生した障害、盗難、その他の事故について、本スクールや会社側の責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。
②会員同士の間で生じた係争やトラブルについては、本スクールや会社側の責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。

【会員資格の一時停止と除名】

- 第17条 会社は会員が次のいずれかに該当する場合、会員資格の一時停止または除名をすることができます。
①本会則及びその他本スクールが定める諸規則に違反したとき。
②第3条の入会資格を喪失したとき。
③第15条の会員（保護者）のモラルに違反する行為があったと本スクール及び会社が判断したとき。
④諸費用の支払いを連続して2ヵ月怠っており、支払い予定が明確でないとき。ただし、その2ヵ月間の諸費用については、これをすみやかに完納しなければなりません。
⑤その他本スクール及び会社が本スクールの会員としてふさわしくないと認めたとき。

【発効】

- 第18条 本会則は昭和58年4月15日より発効する。

【附則】

- 平成29年9月1日一部改定
令和2年11月1日一部改定
令和6年7月1日一部改定